

News Paper



日本は原子力潜水艦を保有してはならない

年末に改定が予定されている「安保三文書」に、原子力潜水艦の保有を検討することが明記されそうだ。

防衛省が設置した「防衛力の抜本的強化に関する有識者会議」は2025年9月19日、長距離・長期間の潜航が可能な潜水艦が望ましいとして「次世代動力」の検討を政府に提言した。

自民党が今年6月11日に公表した「新たな国家安全保障戦略等の策定に向けた提言」でも、長射程ミサイルを運用する潜水艦を「次世代の動力」を活用して保有することを検討すべきとしている。

日本維新の会は今年6月17日に提言としてまとめた「[危機の30年]時代の国家安全保障戦略」のなかで「早急に原子力潜水艦を導入すべき」としている。

原水禁は「核絶対否定」の立場に立つ。「核の平和利用」にも反対だ。ましてや「核の軍事利用」は……絶対に許してはならない。

(写真は2025年7月12日、アメリカの原子力潜水艦「サンタフェ」と海自の潜水艦による房総沖での共同軍事演習。核兵器搭載可能な戦略爆撃機と自衛隊機の共同軍事演習がたびたび実施され問題になっているが、戦略潜水艦との演習も本来ならあり得ない。「専守防衛」はどうした！？ 写真出典:「Commander, U.S. 7th Fleet」ホームページより)

もくじ

NPT 再検討会議で大活躍した大学生にきく………2

平和な世界を作るのは私たち 全国ブロック集会………4

「私たちの憲法」とはどんな存在? ……………5

呉を再び侵略の拠点にさせない……………6

『非核三原則ーいま何が問われているのか』……………8

憲法理念の実現を求める全国署名を全力で……………8

NPT 再検討会議で大活躍した大学生お二人 (牟田さん・勝川さん) におもいをききました！

勝川大樹さん（写真：左側）第22代高校生平和大使（大阪）。大学生になりアメリカへ留学。平和を考える団体でのインターンなどを経験し、高校生平和大使の海外での活動サポートや原水禁の国際会議でのサポートを担う。

牟田悠一郎さん（写真：右側）第22代高校生平和大使（広島）。大学在学中にニュージーランドへの留学を経験。大学生になってからも高校生平和大使の活動をサポートしている。

2人とも被爆80周年原水禁世界大会で海外ゲストのアテンドと通訳を担う。今回のNPT再検討会議では原水禁派遣団の通訳を担い、高校生の活動をサポートしながら全体の通訳として活躍した。



○核不拡散条約（NPT）に参加して、どのようなことを感じましたか

（勝川） NPT再検討会議は、世界各地で起きている争いを背景に、各国が互いを批判し合う場面から始まりました。同時に、会場には核兵器国や核の傘の下にある国を含む、多くの国から集まった市民社会の代表たちが、自分たちのコミュニティで何ができるか、また何を行ってきたかを語り合う姿もありました。核兵器廃絶を訴える運動は、ヒバクシャの方々を中心に、市民社会がさまざまなアプローチで一つの問題に向き合うことで、何度も立て直されてきたのだと実感しました。核兵器の廃絶という一つのゴール、いわば山の頂上に向かう道のりは決して一様ではありません。それでも、それぞれが自身の地域や身の回りの人たちへ向けて行動を積み重ねたことこそが「核のタブー」を強める力となっているのだと振り返ると、改めて市民社会が持つ大きな力を感じています。

（牟田） 核兵器保有国・非保有国が、それぞれの立場を譲ることなく意見をぶつけ合う光景を目の当たりにしました。相手の主張に耳を傾け、歩み寄ろうとする姿勢より、対立し続ける構図が前面に出ていたように感じます。核兵器をめぐる国際情勢がいかに不安定な状態にあるのかを肌で感じました。それでもなお、核兵器廃絶を信じて活動続ける人々の熱意に背中を押されたのも事実です。最終的に今回も最終文書の合意に至ることはできず、多くの不安や懸念が残る結果となってしまいました。ヒバクシャをはじめ多くの人々が声を上げ続けていますが、状況は前進しているとは言えません。核兵器の使用が危ぶまれる現状に対して、核廃絶への熱意を多くの方々と共有しながら、より積極的なアプローチをかける必要があると感じています。

○こういった現状を打開するために考えられることはありますか

（牟田） この状況を打開する鍵は三つあると考えています。第一に、核抑止論を脱することです。核抑止論が実際に機能していると仮定したとして、果たしてそれは戦争防止のための最適な方法と言えるのでしょうか。核抑止論は「核使用の判断を下す者は常に理性的である」という合理的アクターを前提としていますが、必ずしもそうとは限りません。「核抑止論が果たして最適な方法論なのか」という視点に立って考え直す必要があると思います。

第二に、核抑止論に代わる新たな信念への転換です。核抑止論は核兵器そのものというより、「戦争を仕掛ければ、核兵器を使えば、報復される」と人々が信じている、その信仰によって成り立っているのだと思います。

第三に、核なき時代の安全保障を具体的に描くことです。核抑止論が力を持ち続けられているのは、それが安全保障に貢献していると考えられているためです。「核兵器のない世界で、安全保障がどのような姿になるのか」、それを人々が安心してイメージできる状態をつくらなければ、「核のタブー」といった新たな考え方への転換も難しいと感じています。逆にいえば、この三つが揃ったとき状況は動き出すと考えています。

（勝川） 今必要なのは、「この国は核兵器禁止条約に批准すべきだ」と外側から言うことではなく、一人ひとりが「なぜ自分は核廃絶を望むのか」という自分自身の理由を見つけ、それを共有し、つなげていくことだと考えています。それぞれの理由は異なると思いますが、例えば、ヒロシマ・ナガサキでヒバクシャの方々が平和を訴え続ける姿を見てきた者として、あるいは核実験や核関連採掘の被害を受けた地域の人々に思いを寄せる者として、教育や労働の現場に立つ者として、活動する理由を再度認識し、その理由とともに核兵器の廃絶を訴えていく必要があります。各自の理由を言

語化し共有する場を、学校や地域コミュニティの中に広げることが、条約を後戻りさせず強化するための土台になると考えます。

○NPTから核兵器禁止条約（TPNW）へ、何を期待していますか

（勝川） NPTで可視化された「国家間の対立」と、11月末から開催されるTPNW第1回検討会議に象徴される「市民社会と非核兵器国の連帯」は、対照的でありながら補い合う関係にあると感じています。TPNWの会議では、NPTの場では届きにくかった市民社会の声と具体的な行動が、より直接的に政策の議論に反映されることを期待しています。合計100カ国という到達点を、後戻りさせない防波堤としてだけでなく、まだ批准・署名していない国で活動する人々を後押しする力に変えてほしいと思います。

（牟田） 私が期待しているのは「核のタブー」といった核抑止論の代替概念の促進です。TPNWは核兵器の非人道性に焦点を当てた条約であり、この理念的なシフトを社会に広げる上で重要な手がかりになると考えています。ただ私は会議そのものより、会議までの数カ月で何ができるかが大事だと考えています。このまま締約国会議を開催しても、世界を大きく変えるような決断には至りにくいのではないのでしょうか。だからこそ、11月までの間にどこまで状況を変えられるかが会議の鍵だと思います。核抑止論に代わる「核のタブー」のような新たな概念を促進すると同時に、核なき安全保障のイメージを共有するプロセスが必要だと考えています。それが進めば、核保有国がTPNWに前向きにならざるを得ない状況をつくることができるかもしれません。

○高校生の活動サポートを通してどのようなことを感じていますか

（勝川） 今回のNPTに参加した高校生平和大使のサポートをするなかで印象に残っているのは、アメリカやノルウェーなど各国の青年たちと一緒に折り鶴を折った時間を作ることができたことです。言葉も文化も異なる若者たちが、折り紙を通じて自然と打ち解けていく様子を間近で見て、政策の話し合いだけでは生まれない信頼関係がそこにあると感じました。2002年8月30日に発行された国連総会文書（A/57/124）「軍縮・不拡散教育に関する国連研究」にて、同研究をとりまとめた政府専門家グループ（議長：ミゲル・マリノ＝ボッシュ）は、軍縮・不拡散教育とは「国家および世界市民として、実効的な国際管理下での完全軍縮の達成に貢献できるよう、一人ひとりに知識と技能を身につけさせるもの」と述べています。そのうえで同文書の勧告23は、教育者に対し、コンピューターを用いた学習や模擬国連プログラム、ロールプレイ、映像、演劇、詩、写真、折り紙など幅広い教育手法の活用を促し、とりわけ参加型学習の手法に重点を置くべきだと明記しています。折り鶴を折ると

いう活動は、この勧告が示す参加型教育の実践例そのものであり、そのような文化交流こそが、政策論議だけでは届かない次元で若者同士の理解を深める影響力を持つのだと感じています。

これらの定義と勧告を踏まえると、私自身が高校生平和大使OBとして今回の活動に関わったこと、そして通訳という立場でその場に立ち会ったことも、この参加型教育の一環に含まれるのではないかと考えています。発言をただ言語間で置き換えるだけの作業ではなく、高校生平和大使たちが緊張しながらも懸命に伝えようとする思いを、相手にとって一番届きやすい形に変換する役割だと捉え、事前に発言内容の背景や本人の意図を丁寧に聞き取り、その場の空気や相手の反応も含めて伝える工夫を重ねてきました。若者がただ話を聞くだけの受け手にとどまらず、こうした場面で主体的に取り組めることが何より重要であり、同時に、その場面を保証し支える大人の存在も不可欠だと感じています。こうした小さな交流の積み重ねこそが、核廃絶に向けた大切な要素だと感じています。

○最後に、お二人がそれぞれ今、どういったことにとりくもうと考えられていますか

（牟田） 私が今とりくもうとしているのは「新しい平和教育」です。現在の平和教育は「被害を伝え、その記憶を継承する教育」としての役割を果たしていると感じています。それを補完する形で、平和教育を受けた世代が平和構築のアクターとしてどう貢献していくのかを考えることができる平和教育を作れないかと考えています。高校生平和大使のスローガンに「微力だけど無力じゃない」という言葉があります。私はこれを「どれだけ無力感を抱えても活動を続ける意味はあるはずだ」といった信念の枠に留まるものではなく、一人ひとりの力が小さいものであるという事実を受け止めた上で、それを積み重ねることで大きな力になることへの確信だと考えています。私が直接に影響を与えられるのは数人かもしれませんが、しかし100人、200人、300人と輪が広がれば、それは加速度的に大きな力になります。その手段として、これまで取り組んできた「高校生平和大使」での活動を継続しつつ、新たな平和教育について考えたいです。

（勝川） 私自身は、通訳として、そして高校生平和大使のサポート役として、今後も国際会議の現場と日本の若者たちをつなぐ活動を続けていきます。同時に、国連の軍縮教育の指針（A/57/124）を踏まえながら、核廃絶や核軍縮という言葉や「美しいスローガン」として受け取るだけでなく、「なぜ私がこの問題に取り組むのか」を一人ひとりが考えるきっかけをつくる役割を担いたいと考えています。大きな声で訴える人はすでに大勢います。しかし、その一人ひとりに「なぜ」を問い直してもらい、それぞれの理由を持ち寄って束ねること、私はその対話の場をつくる側として、これからも活動を続けたいと思っています。

平和な世界を作るのは私たち 全国ブロック集会

平和フォーラム事務局長 谷 雅志

与那国島の実態に大きなため息

平和フォーラムが呼びかけた、基地機能強化に反対する全国連帯の運動を強めることを目的とした各ブロック集会が、開催地の多大なる協力を得ながら各地で開催されています。各ブロック集会では、平和フォーラムで作成した「進む軍事力強化」の動画を視聴し、その後に半田滋さん・柳沢協二さんから講演を受けました。動画では、熊本県の健軍駐屯地への長射程ミサイル配備への抗議活動や、オスプレイが配備された佐賀駐屯地の状況、有明海で漁業を営む漁師さんのオスプレイ墜落事故への危惧、「台湾海峡有事」が実際に起こる想定で強化が進められる沖縄県の与那国駐屯地の状況、与那国島の自衛隊員は増加する一方、隊員の家族が赴任に同行するケースが減っている実態が明らかにされていました。戦争の危険性の高い地域に家族を呼びたくないという自衛隊員が増えているからです。そのような地域で暮らす住民は一体どうなるのか、視聴した参加者から大きなため息が聞かれました。

半田滋さんの講演は、「敵基地攻撃と日米一体化防衛費倍増は国民負担に」をテーマに、防衛費の対GDP2%を2年前倒しで達成し、さらなる増加の見通しであること、今年度にはGDP比3.5%程度にまでなる可能性に触れながら、その財源として私たちへの増税、赤字国債発行が見込まれていることが話されました。憲法9条「改正」や緊急事態条項新設など、私たちの生活を置き去りにした現在の自民党・高市政権の軍事力強化が戦争を呼び込むことになり、一人ひとりが現実を直視しなくてはなりません。市民の犠牲の上に成り立つ国防はあり得ない、平和は軍事力ではなく、命がけの外交によってはじめて実現することを認識する必要があるということです。半田さんが全国各地で聞いた住民の声や、現政権の行っている矛盾した政策の説明を伺いながら、「おかしいことはおかしい」と止められずに進んでしまう現状への危機感を共有することができました。先の動画監修にも触れながら、与那国島の自衛隊員が家族を呼びたくない現状を捉え、島で生活することが難しくなれば住民は減り、自衛隊の島になってしまうことへの危機感も語られました。半田さんは私たちが声を上げ、実際に行動に移すことが大切であると締めくくりました。

柳沢協二さんの講演は、「トランプが壊す世界と日本の課題～戦争しない国であり続けるために～」をテーマにしました。「日本だけが仮に良かったとしても、世界では戦争が起きているなかで、『平和で良かったね』とは言えない」とし、世界で戦争がなくなる現状があるなか、どうやって戦争を回避するかを考えなくてはならないという話がありました。日本の安全保障はアメリカの関与に頼ってきた事実があり、それを今

後どうするか考えるなかで非核三原則が議論されようとしています。アメリカによる「核の持ち込み」は、中距離核が想定されます。その射程距離が5500kmだとすると、北京と東京は互いに射程に入るがアメリカ本土は入らないこと、その状況で日本に核を持ち込む議論がなされる危険性に言及がありました。柳沢さんは、くらしを良くする・賃金を上げるためには平和でなくてはならないこと、「平和な世界をつくるのは私たち」というスローガンを具体化するには、現実的には戦争を回避する判断を局面ごとに積み上げるしかない、と語っていました。講演は、「平和」に完成形はない、あきらめず、粘り強く作り続けるしかないと締めくくられました。

9月23日の全国集会に結集を

平和フォーラムでは各ブロック集会の成功を受け、9月23日に東京・代々木公園で全国集会を予定しています。基地機能強化への危機意識が高まった先に、私たちは今後どのような行動を展開するのか、その工夫を考えなくてはなりません。

国が進める「戦争のできる国づくり」では、とくに東アジアにおいて中国と朝鮮を敵視することで「防衛力」を高めようとしています。それはすでに「専守防衛」の枠を逸脱しており、先制攻撃をも可能にする軍備増強であると認識せざるを得ません。

戦後80年以上が経過した今日において、武力による対抗ではなく、外交による平和構築にこそ政府は力を尽くすべきです。アジア地域に日本が強いてきた植民地支配の歴史を正しく認識したうえで、二度と同じ過ちを繰り返さないとする政府の明確な姿勢が求められています。そういった観点から考えても、現政権のとり政策と国の方針は、アジアにおける不安定要素を高め、危機感を煽っていると言わざるを得ません。さまざまな理由をつけて難しく考えるのではなく、日本国憲法にある理念の実現をめざすというシンプルな主張こそが、今の政府には最も必要であると考えます。

(たに まさし)



九州では集会後に
デモ行進を実施した

「私たちの憲法」とはどんな存在？

「憲法理念の実現を求める全国署名」とりくみスタート！

スタートアップ集会を開催

7月9日、参議院議員会館講堂にて、「いのちを見つめ、平和をつなぐ、憲法理念の実現を求める全国署名」スタートアップ集会を開催しました。

日本国憲法をめぐる状況は依然として重要な局面にあります。憲法は戦後日本の民主主義の象徴的な存在であると同時に、とくに9条は改憲をめざす政治的攻撃の焦点でもあり続けています。スタートアップ集会では、リレートークを通して憲法の価値や意義を共有し、全国署名のとりくみを提起しました。

憲法の価値を活かす、立憲主義

主催者あいさつに続き、集会に参加した現職、前職の国会議員から発言がありました。まず、集会を共催した立憲フォーラムを代表して辻元清美参議院議員から憲法審査会および国会の状況について報告があり、改憲勢力が多数を占める衆議院とは逆に、参議院では改憲論議に慎重な姿勢が取られている現状について確認できました。また、緊急事態条項や任期延長は現行憲法の枠内で対応可能であるとの見解や、その必要性への疑問が示され、戦前の歴史への反省をもとに権力の集中を防ぐ現憲法の意義が強調されていました。

続いて、複数の衆参議員のみなさんが憲法の価値や意義について訴えました。全体として、国会内外の連携を通じて憲法の価値を守り活かす必要性を共有できました。

それぞれの視点で憲法を語る

リレートークでは「戦争をさせない1000人委員会」から発言がありました。内田雅敏弁護士が「アジアの中の日本国憲法」、清水雅彦日本体育大学教授が「シン・ケンポウ やさしく学ぶ日本国憲法」、飯島滋明名古屋学院大学教授が「今見直すべきは日米地位協定」と題して、それぞれ憲法を現実の政策に活かしていくヒントを話しました。

ペンライトを活用するデモを企画するクリエイティブディレクターの辻愛沙子さんは、若い世代が国会前に集まり、集会やデモで声を上げる動きが広がるなかで、参加者どうしが励まし合う新たな文化が生まれていることを報告していました。

防衛費の増額や武器輸出の拡大を進める政府に抗議しようと、市民グループによるデモが全国各地で行われていることはご承知のとおりです。一方で、私たちは組織として、どのようなとりくみを提起すれば良いのか。「平和運動にとりくむ」と方針に記すだけでなく、今回の署名運動を一つの契機として「憲法についてともに考える」という輪を広げることこそが、平和運動の礎を築き、より強固にするものだ

と考えています。

戦争できる国づくりの流れに歯止めをかけるために、個々の法案

に反対することはもちろん大切です。それだけでなく、その先に「私たちはどのような社会をめざすか」というビジョンをしっかりと発信する必要があります。それこそが、この署名運動を提起する平和フォーラムとしての決意です。

多様な価値観の共存する社会へ

私たちは「憲法理念の実現を求める」という方針を掲げています。これは、憲法を変えるか変えないかという二者択一の議論にとどまるのではなく、憲法に掲げられている理念を現実の社会において実現することこそが、私たちの暮らしにとって最も重要であると考えているからです。

最近では、表面的な力強い言葉や単純な結論が、分かりやすいものとして受け止められがちな風潮があります。しかし、憲法理念とは、本来は人権や平和、国際協調、ジェンダーなどさまざまな視点が重なり合うなかで実現されるものです。私たちが生きる社会は、多様な価値観が共存することで成り立っています。だからこそ、「ゼロか100か」といった単純な結論だけではなく、「20」や「50」、「75」といった多様な価値のあり方も尊重されなければなりません。多様な価値が語られない社会では、声を上げにくい人や苦しむ人を生み出してしまいます。命の尊厳や平和を訴える私たちの主張が、ときに分かりにくいと言われることがあります。しかし、憲法理念の実現をめざすという立場は、社会にとって極めて重要であり、正当なものであると確信しています。だからこそ、この署名運動を通じて、「憲法理念の実現とは何か」という問いを、それぞれの地域や職場、日常のなかで発信してください。署名を呼びかけるなかで、「私たちはこうした社会をめざす」という意思を、社会に向けてしっかりと示していきましょう。

国会内での取り組みと、市民による運動が連携することで、大きな力が生まれます。私たちの声の広がりが、国会の議論を形作る要素になることは間違いありません。全国署名運動を通じて憲法理念について発信し、より大きな力を生み出していくことを呼びかけます。

(はしもと まゆ)



軍都・呉の近現代史を見すえ自衛隊の変質を許さない —呉を再び侵略の拠点にさせない—

湯浅一郎（ピースデポ理事）

日鉄呉跡地の多機能防衛拠点 と「自衛隊海上輸送群」

2023年9月末、日本製鉄瀬戸内製鉄所呉地区（日鉄呉）が閉鎖された。半年後の2024年3月4日、防衛省がその跡地を一括購入したいと呉市や広島県に申し入れた。跡地面積は約130haで現在の海上自衛隊（以下、海自）呉基地84haの約1.5倍に相当する。そこを、①民間の誘致を含む備品などの維持整備・製造基盤、②防災拠点（ヘリポートや物資の集積場など）及び部隊の活動基盤（艦艇の配備、訓練場など）、③岸壁などを活用した港湾など3つの機能を持つ「多機能な複合的防衛拠点」にするという。

防衛省は2026年度予算に調査費6億円を計上し、日鉄との間で跡地の一括購入に向けた交渉を進めている。2025年3月に示された配置計画案には、物資集積・保管、無人機製造、弾薬庫、燃料タンクなどが明記されている。

2024年、呉で「日鉄呉跡地問題を考える会」が発足し、活動を続けている。「呉に空自宇宙作戦集団」との新聞報道を受けた「考える会」の質問に対し、防衛省は「呉地区への配備を検討している事実はない」としているが、実際は検討しているとみられる。

一方、2025年3月24日、陸・海・空の三自衛隊の共同の部隊として「自衛隊海上輸送群」が海自呉地区に発足した。同群には中型輸送艦「ようこう」（基準排水量3500トン）及びそれよりやや小さい「にほんばれ」（2400トン）など3隻が配備される。小型の上陸用舟艇なども含め阪神基地隊（神戸）と合わせると10隻が配備予定である。これによって、大小多くの島々が点在する南西諸島地域への部隊や装備品等の迅速かつ確実な輸送が可能とされる。

安保法制の施行で変わったこと

—インド太平洋派遣訓練の日常化—

海自呉基地には、護衛艦、潜水艦、掃海艇、輸送艦、補給艦など全自衛隊130隻のほぼ3割を占める40数隻もの艦船が配備され、海自基地の中で最も総合的な機能を有している。

2016年3月に安保法制が施行されて以降、自衛隊は専守防衛の枠を大きく踏み外す方向に動いている。極東という地理的制限を無視し、長期にわたる海外展開が日常化している。その典型が、2017年から「いずも」型護衛艦を中心として始まった「インド太平洋派遣訓練」である。目的は、「インド太平洋地域の各国海軍等との共同訓練等を実施し、戦術技量を向上させる」とされている。この演習は、イン

ド洋、マラッカ海峡、南シナ海、東シナ海などを70～150日を超える日程で歴訪し、沿岸各国との共同訓練を積み重ねるものであり、専守防衛の下で自衛隊が行動できる範囲をはるかに超えている。

この10年間で、派遣期間、参加人員、参加艦艇、訪問国が拡大している。海上自衛隊の平時の演習における海外展開には、従来からリムパック環太平洋合同演習や日米印共同訓練「マラバール」などがあるが、期間、広域性、訪問国数などの面でインド太平洋派遣訓練は群を抜いている。初期の2018年頃は、「いずも」型護衛艦を中心とした約800人の護衛艦部隊が約70日にわたり派遣されていた。2020年はコロナ禍で縮小されたが、その後、2021年から潜水艦1隻が加わって派遣期間が98日へと伸び、2022年には派遣期間が138日と飛躍的に長期化した。さらに2023年には大型輸送艦が加わり、人員も約1200人に増え、派遣期間は151日（約5カ月）に及んでいる。

重要なことは、インド太平洋派遣訓練は、総体として「平成31年度以降に係る防衛計画の大綱」が防衛力強化方針として初めて打ち出した「海外プレゼンスと外交を一体」として推進する考えを具現していることである。大綱は「防衛力が果たすべき役割」の第1項に「積極的な共同訓練・演習や海外における寄港等を通じて平素からプレゼンスを高め、我が国の意思と能力を示すとともに、こうした自衛隊の部隊による活動を含む戦略的なコミュニケーションを外交と一体となって推進する」と述べている。海自のインド太平洋派遣訓練は、平時に遠隔地に艦船を派遣して軍事力のプレゼンスを示し、影響力を行使しようとしている。これは、まさに砲艦外交の始まりである。

呉に見る専守防衛をめぐる攻防

日本の再軍備に関連して忘れてはならないのは、憲法9条にのっとれば自衛隊はあくまでも「専守防衛の実力組織」であって、軍隊ではないことだ。しかし、1954年の自衛隊発足以来、自民党政権は一貫して「専守防衛」を超える装備や運用を拡大する方向で動き、市民・住民がこれに抵抗する攻防が続いている。呉においては以下の3つのことが起きた。

◇洋上給油できる補給艦「さがみ」

配備と「とわだ」型3隻体制

1979年、洋上給油ができる初の補給艦「さがみ」が呉に配備され、ハワイ沖で行われる太平洋に面する国々の多国間演習であるリムパック環太平洋合同

演習に1980年に初めて参加した。「さがみ」が同行すれば、海自艦艇は世界中どこにでも行けるようになったのである。1978年の旧ガイドライン（日米防衛協力指針）締結から1年半後のことである。その後、ひと回り大きな「とわだ」型補給艦の配備が1987年から始まり、一番艦「とわだ」以下3隻体制となった。この「とわだ」型補給艦は、90年代初め以降の自衛隊の海外派兵の中心を担った。1991年4月、湾岸戦争の後始末として自衛隊初の海外派兵となったペルシャ湾掃海作戦では、補給艦「ときわ」が随伴した。3隻は2001年から2010年まで続いた対テロ特措法にもとづくアフガン戦争への給油作戦でも実施主体となった。

◇戦車揚陸艦たる「おおすみ」型輸送艦配備

1998年3月、大型輸送艦「おおすみ」が呉に配備され、すぐに3隻体制となった。輸送艦というが、英語ではLST（戦車揚陸艦）である。後方甲板の下にLCAC（強襲上陸用舟艇）2隻が搭載されており、港湾のない海岸に大型戦車を強襲上陸させる能力があり、専守防衛を超えた能力を備えている。

◇空母化された大型護衛艦「かが」

「いずも」型護衛艦の2番艦である「かが」は、甲板が空母のように前後でつながっている。もとはヘリ空母として建造されたが、垂直離着陸戦闘機を搭載できるように改造することで、小規模ながら空母としての機能を有することとなった。空母は、すべての海上を基地とすることができる、専守防衛をはるかに超える能力である。

しかし、専守防衛を超える軍事能力を備える装備をいくつも保有しているにもかかわらず、憲法9条が明文のまま生き残っている限りにおいて「専守防衛」という教義は保持される。高市政権の憲法9条第2項削除の策動は、専守防衛を超えた装備を遠慮することなくそのまま使えるようにすることで、この矛盾を解消しようとする試みである。

軍都・呉の近現代史から考える

これらすべては、1889年の海軍呉鎮守府の開庁に始まった軍都としての呉の近現代史の流れを抜きに捉えることはできない。呉は、明治政府の富国強兵・殖産興業のもと、国家により人工的な軍港として開発された。宮原村の77町歩が買収され、1023戸、約5000人が強制立ち退きを強いられた。このとき、呉は国家によって、軍によって侵略を受けたと言える。1903年には呉海軍工廠が開庁し、戦艦「大和」、空母「赤城」など幾多の軍艦を建造し、アジアへの侵略拠点となった。そして1945年の敗戦間際には集中的な空襲被害を受けた。

敗戦後の呉は、失業者が溢れる町となった。どう生きていくのかの苦悩の末に横須賀、佐世保、舞鶴とともに特定の自治体に適用される旧軍港市転換法

（以下、軍転法）を作り、旧海軍用地に民間企業や公共施設を誘致し、平和産業港湾都市として生きる道を選択した。

ところが1950年6月25日、軍転法の施行3日前に始まった朝鮮戦争を契機に、日本の再軍備への動きが急激に強まった。1954年に自衛隊が発足し、旧海軍施設があった場所には海上自衛隊の大きな基地が配備される結果となった。自衛隊は「防衛施設」として軍転法の対象とはならず、設置が容認されていた。しかし、これは「再軍備」であり、自衛隊が軍事組織であることに変わりはない。

それでも、軍転法により旧海軍用地から民間企業や公共施設への転換が進んだ呉は、1980年代まではある種の企業城下町として「発展」を遂げていた。しかし、バブル崩壊を前後して企業の撤退という冷徹な現実には振り回される時代になった。1987年の神戸製鋼の撤退の後、防衛庁が音響測定艦専用の新栈橋を確保した。そして今度は日本製鉄呉の跡地を防衛省が購入し、大規模な防衛拠点とする構想が動いているわけである。

安保法制の施行以降、米軍と自衛隊の一体化が進み、「戦争ができる体制づくり」へと向かっている。さらに自民・維新連立の高市政権は、憲法9条第2項削除も視野に入れ、戦争ができる国づくりの完成へと暴走している。

他方で軍転法は今も生きている。軍転法第1条には「旧軍港市を平和産業港湾都市に転換することにより、平和日本実現の理想達成に寄与することを目的とする」とある。同法に依拠して平和産業港湾都市をめざすこと、戦争を担う街にはならないことを改めて確認することはできる。呉市民は、1889年から国家による侵略を受け、かつ基地とともに生きた近現代史を常に意識しながら、未来へ向けた構想を練らねばならない。改憲をめぐる攻防の最前線に呉市民はいるのである。



海上自衛隊呉基地に並ぶ海上輸送群の3隻の輸送艦。
手前、左から「ようこう」「おおぞら」「あまつそら」。
2026年4月12日。写真提供：
ピースリンク広島・呉・岩国。

〔9月号発行予定について〕

日ごろより NewsPaper をご購入いただきありがとうございます。9月号の発行は、平和フォーラム夏季事務所閉鎖期間の関係により、9月10日前後となる予定です。通常よりも発行が遅れますことへのご理解をお願いします。

〔本の紹介〕

『非核三原則—いま何が問われているのか』 〔著〕川崎哲・浅野英男

高市政権発足以降、「非核三原則の見直し」の声が政権内部から聞こえてくるようになりました。国際情勢が不安定さを増す今だからこそ、日本国憲法の理念の実現をめざす政策の必要性が高まっています。

「核兵器を持たず、作らず、持ち込ませず」。1971年12月、当時の佐藤栄作首相によって国会で初めて表明された非核三原則は、以降は「国是」（国家の根本方針）として確認されてきました。本書は「非核三原則とは何か」に始まり、成立の歴史や激動する世界情勢との関係にも触れながら、「非核三原則はどこへ向かうのか」という章で結ばれています。

手に取りやすいブックレットで、読みやすくまとめられていると思います。「非核三原則」について改めて学ぶ中で、私はこの問題を理解していたつもりでしなかったのではないかという感覚を覚えました。知

らなかったことを知っているかのように錯覚していたことを恥ずかしく思い、本書を通して学ぶことができたのは幸いだったと感じています。

著者のお二人は、原水禁世界大会広島大会・長崎大会でそれぞれ第1分科会の講師を務めていただきます。「非核三原則の見直し反対」という声をあげる私たちが、その問題への理解を深めることは、発する言葉の重みとなって広がるきっかけになり得るのだと思います。

被爆80年を越えた2026年、核兵器を「持ち込む」議論をしようとする政治的な動きがあることは、大変悔しい現状です。「なんとなく」で決めて良い話ではありません。ともに学び、ともに考えるきっかけとして、本書を手にとってみませんか。（谷 雅志）

非核三原則

—いま何が問われているのか—

〔著〕川崎 哲・浅野英男

揺らぐ国是 日本の選択を問う

非核三原則とはなにか、その成立から今日までの経緯を解説し、戦後と平和憲法を築き上げる際の入門書。核兵器・核廃絶をめぐって、進むべき道筋を探る。

1000人委員会

ひやくせつふとう 百折不撓

「いのちを見つめ 平和をつなぐ、 憲法理念の実現を求める全国署名」 を全力で

故・安倍晋三は、憲法に自衛隊が明記されていない現状をめぐり、自衛官が子どもから「お父さんは憲法違反なの？」と涙ながらに尋ねられたというエピソードをたびたび紹介していました。高市早苗は、過去の衆院憲法調査会で憲法前文の「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した」という国際社会での法の支配と日本の平和主義を掲げる気高い一節を指して、「この非常におめでたい一文は、もし改憲の機会があれば真っ先に変える」と語っています。こうした情緒や感情にまかせた改憲ほど危険なものはありません。国のあり方を示し、感情や情緒を抑制することこそ憲法に求められる役割です。

公明党から日本維新の会へ連立の相手が代わった高市政権で、改憲論議が以前に増して踏み込んだものになりつつあります。自民党は自衛隊明記と大規模災害などに対応する緊急事態条項創設を優先するとし、日本維新の会は憲法第9条2項を削除し、自衛隊を「国防軍」として明記する改憲を主張しています。保守色の強い両党の異なる思惑がどう交錯するのか。改憲に意欲的な党と慎重な党に分かれる野党との間合いはどうなるのか。情勢が急激に悪化した中東への自衛隊派遣に関して、現時点で日本政府は憲法を踏まえた慎重な

姿勢を示していますが、混迷を深める政局で憲法論議の行方に最大限の警戒を要する情勢となっています。

戦後民主主義の旗印となってきた日本国憲法は、常に政治的対立の焦点でもあり続けてきました。高市首相が言うところの「国論を二分する政策」の最たるものが憲法「改正」です。憲法とは、国家権力や市民にとってどのような機能を果たすものなのでしょうか？現在の市民社会にどのような問題があって改憲が主張されているのでしょうか？憲法を変えることで社会はどう変化するのでしょうか？そうした問いに対する市民の理解は必ずしも深まっていません。自衛隊の明記や国防軍の創設、緊急事態条項の創設など、現政権の掲げる「改憲」の中身について市民の理解が深まることなしに、国会の論議だけが前のめりになっている現状の危険性を感じます。

7月9日、平和フォーラムは立憲フォーラムと共同で全国署名スタートアップ院内集会を実施しました。1000人委員会の内田雅敏さんや清水雅彦さん、飯島滋明さんに基調提起をいただき、辻元清美参院議員から憲法審査会の報告を受け、市民活動家の辻愛沙子さんからは若者の視点から憲法を語っていただきました。憲法は、国民の権利を守るために国家権力をしる基本法であり、他の法律より上位の最高法規であり、民主主義の基礎です。全国署名の目的は、第一義的には多くの署名を集約することにあります。これを機会に国のあり方を示す憲法について理解を深めたいと考えます。加盟組織の皆さんの集中したとりくみをお願いします。（染 裕之）